

2 仕事と家庭の両立支援の取組

(1) 育児休業制度の規定

① 育児休業制度の規定状況

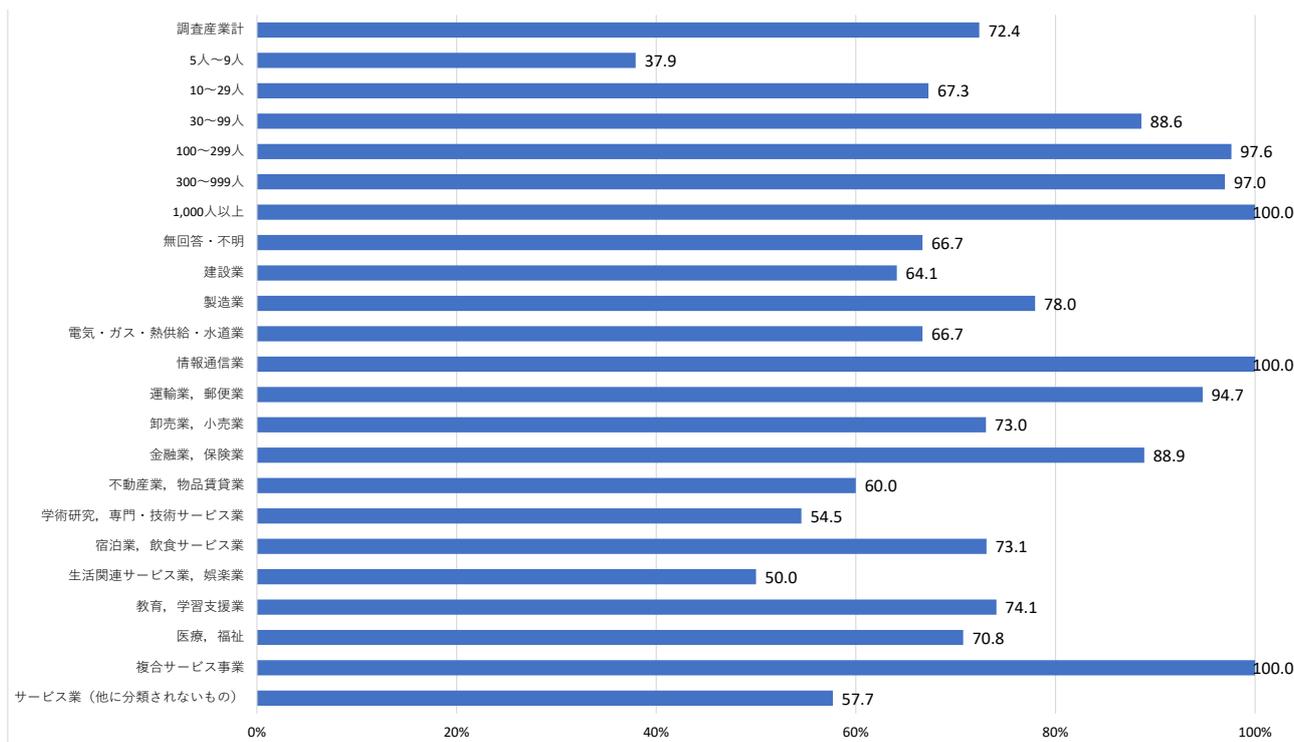
育児休業制度の規定状況をみると、就業規則に「規定している」事業所は全体で72.4%となっており、規模別にみると、1000人以上が100%で最も高く、次いで、100人～299人が97.6%、300人～999人が97.0%の順となっている。

一方で、5人～9人が37.9%となっており、全体の72.4%と比較すると最も差が大きくなっている。

また、産業別にみると、情報通信業、複合サービス事業が100%と最も高く、次いで運輸業、郵便業の94.7%の順となっている。

一方で、生活関連サービス業、娯楽業が50.0%となっており、全体の72.4%と比較すると最も差が大きくなっている。(図12)

図12 育児休業制度の規定状況



②育児休業制度の規定状況（令和3年度調査との比較）

令和3年度職場環境調査（以下、県調査（R3）という）と比較すると、県調査（R3）より調査産業計では8.3ポイント増となっている。

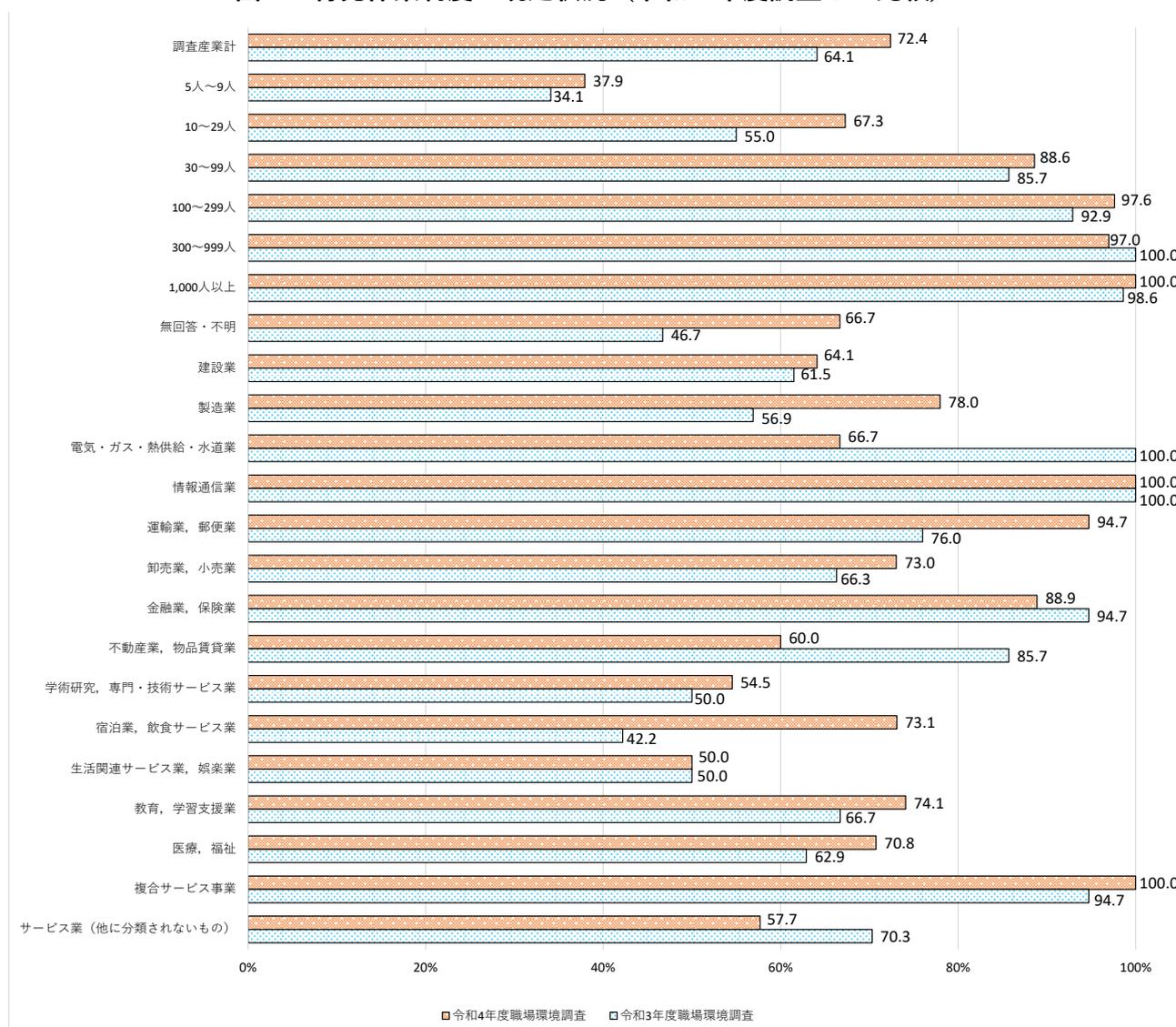
規模別にみると、10人～29人が12.3ポイント増で最も増加幅が大きく、次いで、100人～299人が4.7ポイント増、5人～9人が3.8ポイント増となっている。

一方で、300人～999人が3ポイント減で最も減少幅が大きくなっている。

また、産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業が30.9ポイント増で最も増加幅が大きく、次いで、製造業が21.1ポイント増となっている。

一方で、電気・ガス・熱供給・水道業が33.3ポイント減で最も減少幅が大きく、次いで不動産業、物品賃貸業で25.7ポイント減、金融業、保険業で5.8ポイントの減となっている。（図13）

図13 育児休業制度の規定状況（令和3年度調査との比較）



③育児休業の期間

育児休業の規定がある事業所において、育児休業の期間が「2歳未満」が41.2%で最も高く、次いで、「2歳」が21.5%、「2歳～3歳未満」が7.5%となっており、一方で「育児休業の規定なし」の事業所が26.5%となっている。(表1)

表1 育児休業の期間

% (件数)

区分	計	2歳未満	2歳	2歳～3歳未満	3歳以上	育児休業の 規定なし	無回答・不明
調査産業計	100.0 (456)	41.2 (188)	21.5 (98)	7.5 (34)	2.2 (10)	26.5 (121)	1.1 (5)
5人～9人	100.0 (116)	25.0 (29)	9.5 (11)	1.7 (2)	1.7 (2)	60.3 (70)	1.7 (2)
10～29人	100.0 (110)	52.7 (58)	9.1 (10)	3.6 (4)	1.8 (2)	30.9 (34)	1.8 (2)
30～99人	100.0 (79)	55.7 (44)	24.1 (19)	6.3 (5)	2.5 (2)	10.1 (8)	1.3 (1)
100～299人	100.0 (42)	47.6 (20)	33.3 (14)	16.7 (7)	0.0 (0)	2.4 (1)	0.0 (0)
300～999人	100.0 (33)	33.3 (11)	51.5 (17)	12.1 (4)	0.0 (0)	3.0 (1)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (55)	30.9 (17)	45.5 (25)	16.4 (9)	7.3 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)
無回答・不明	100.0 (21)	42.9 (9)	9.5 (2)	14.3 (3)	0.0 (0)	33.3 (7)	0.0 (0)
建設業	100.0 (39)	53.8 (21)	7.7 (3)	2.6 (1)	0.0 (0)	35.9 (14)	0.0 (0)
製造業	100.0 (59)	59.3 (35)	15.3 (9)	3.4 (2)	0.0 (0)	22.0 (13)	0.0 (0)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (3)	33.3 (1)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)
情報通信業	100.0 (3)	66.7 (2)	33.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	100.0 (19)	73.7 (14)	10.5 (2)	5.3 (1)	5.3 (1)	5.3 (1)	0.0 (0)
卸売業、小売業	100.0 (89)	33.7 (30)	31.5 (28)	6.7 (6)	1.1 (1)	25.8 (23)	1.1 (1)
金融業、保険業	100.0 (9)	11.1 (1)	66.7 (6)	11.1 (1)	0.0 (0)	11.1 (1)	0.0 (0)
不動産業、物品賃貸業	100.0 (10)	30.0 (3)	20.0 (2)	10.0 (1)	0.0 (0)	40.0 (4)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 (11)	45.5 (5)	0.0 (0)	9.1 (1)	0.0 (0)	45.5 (5)	0.0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (26)	38.5 (10)	30.8 (8)	3.8 (1)	0.0 (0)	23.1 (6)	3.8 (1)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0 (14)	28.6 (4)	14.3 (2)	0.0 (0)	7.1 (1)	50.0 (7)	0.0 (0)
教育、学習支援業	100.0 (27)	25.9 (7)	11.1 (3)	33.3 (9)	3.7 (1)	25.9 (7)	0.0 (0)
医療、福祉	100.0 (106)	44.3 (47)	17.9 (19)	5.7 (6)	2.8 (3)	27.4 (29)	1.9 (2)
複合サービス事業	100.0 (15)	0.0 (0)	60.0 (9)	20.0 (3)	20.0 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)
サービス業 (他に分類されないもの)	100.0 (26)	30.8 (8)	23.1 (6)	3.8 (1)	0.0 (0)	38.5 (10)	3.8 (1)

(2) 育児休業制度の利用状況

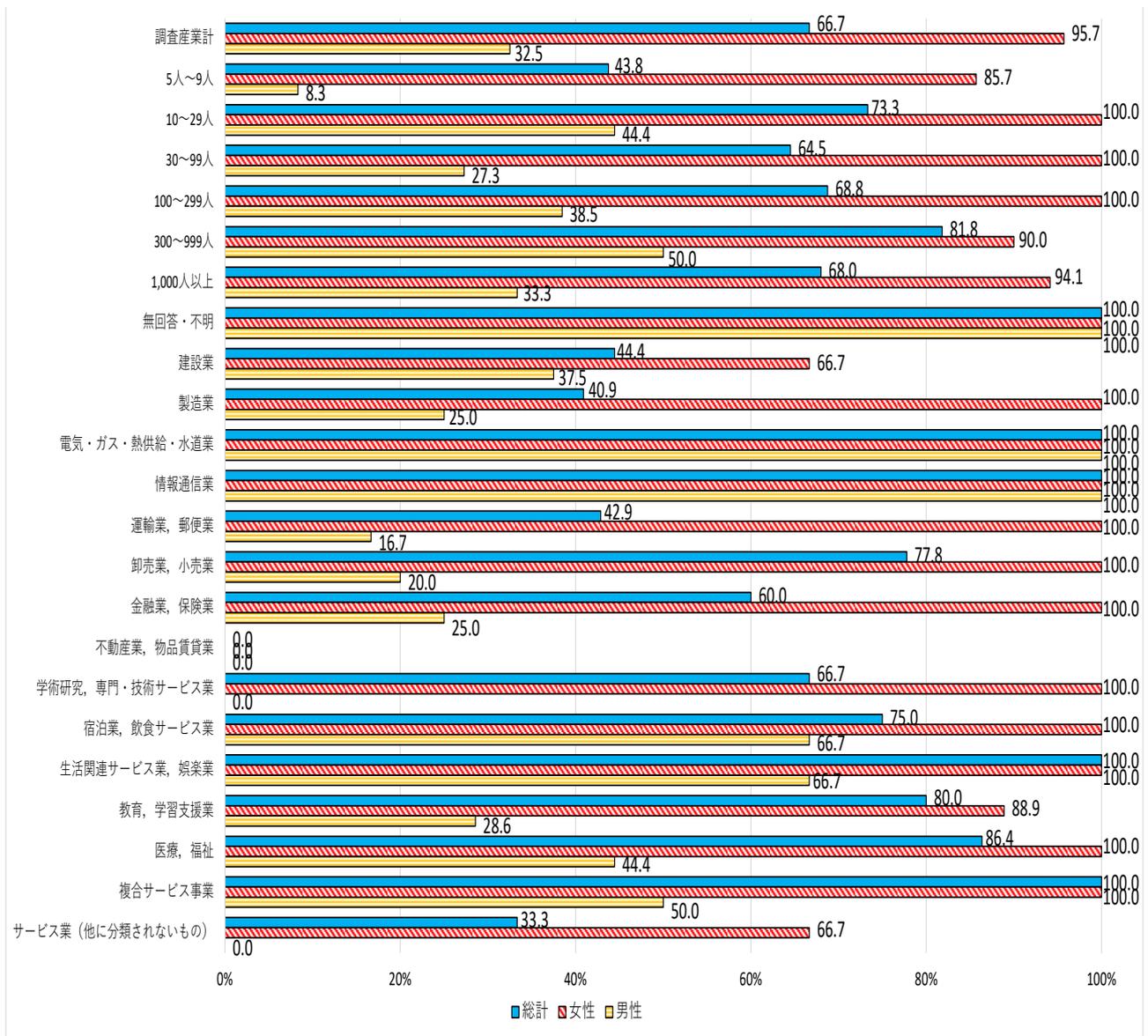
① 育児休業者の有無別事業所割合

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間に、在職中に出産した者（配偶者含む）がいた事業所に占める育児休業者の割合は66.7%となっている。女性は95.7%、男性は32.5%となっている。

規模別にみると、300人～999人が81.8%と最も高く、次いで10～29人が73.3%となっている。

また、産業別にみると、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、生活関連サービス業、娯楽業、複合サービス事業100%で最も高く、次いで、医療・福祉が86.4%となっている。（図14）

図14 育児休業者の有無別事業所割合



②有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

育児休業制度の対象となる有期契約労働者がいた事業所において、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間に出生した者（配偶者含む）のうち、育児休業を開始した者の割合は総計で78.9%となっており、女性は92.9%、男性は28.6%となっている。（表2）

表2 有期契約労働者の育児休業者等がいた事業所割合

区分	出産者がいた事業所計	うち制度の対象となる有期契約労働者ありの事業所		
		育見休業者あり	育見休業者なし	
総計	100.0 (117)	16.2 (19)	78.9 (15)	21.1 (4)
女性	100.0 (70)	20.0 (14)	92.9 (13)	7.1 (1)
男性	100.0 (80)	8.8 (7)	28.6 (2)	71.4 (5)

% (件数)

③育児休業者割合

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間において、在職中に出生した者（配偶者含む）のうち、令和4年8月1日までの育児休業取得率は全体で55.4%（女性94.8%、男性24.6%）となっている。

また、有期契約労働者における育児休業取得率は全体で96.5%（女性91.7%、男性97%）となっており、有期契約労働者を除いた労働者における育児休業取得率は全体で52%（女性は95.2%、男性17.6%）となっている。（図15・16・17）

図15 育児休業の取得状況（全体）

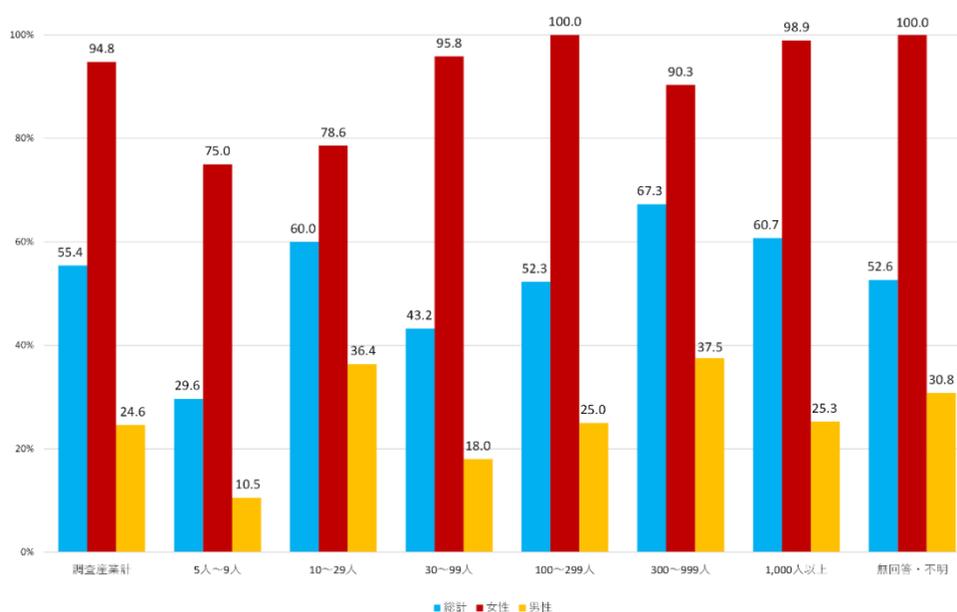


図 16 育児休業の取得状況（有期契約労働者）

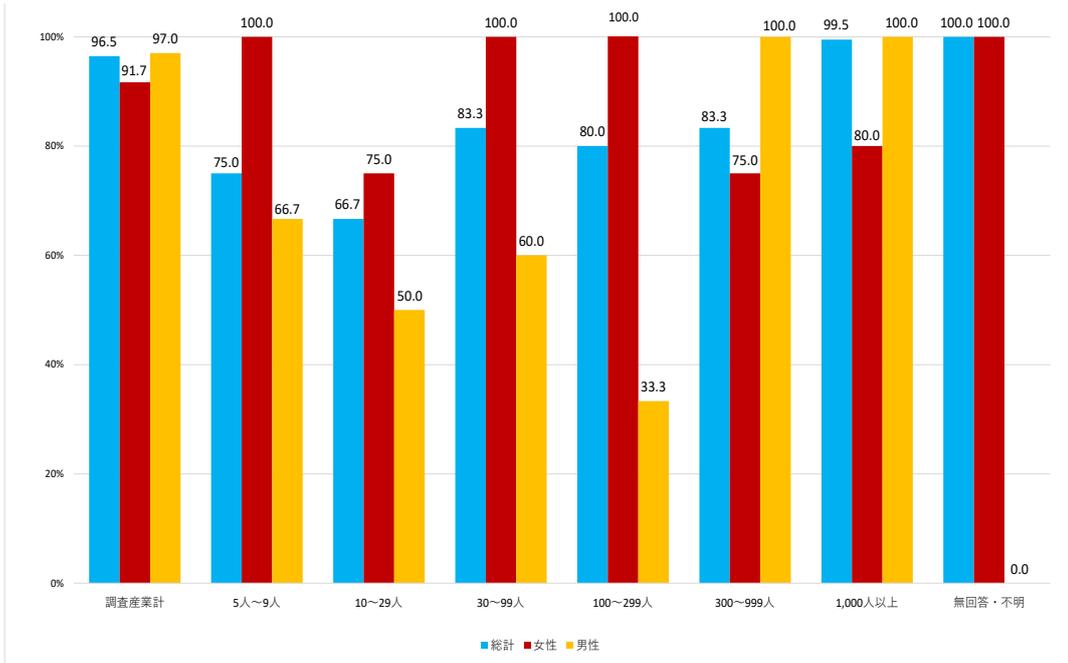
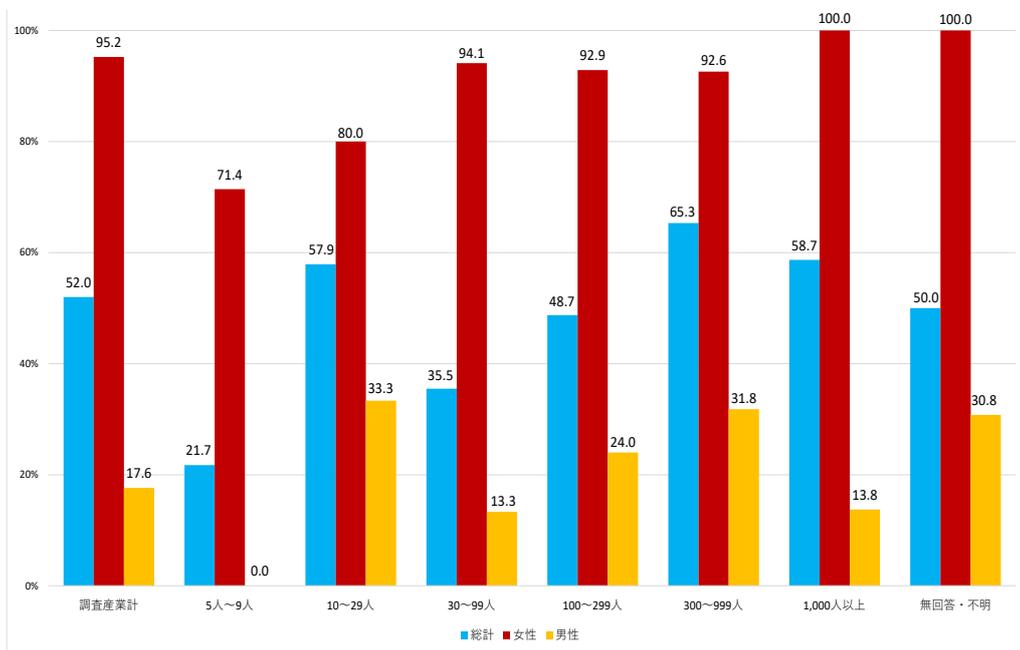


図 17 育児休業の取得状況（有期契約労働者を除いた労働者）



(3) 育児を支援するための措置

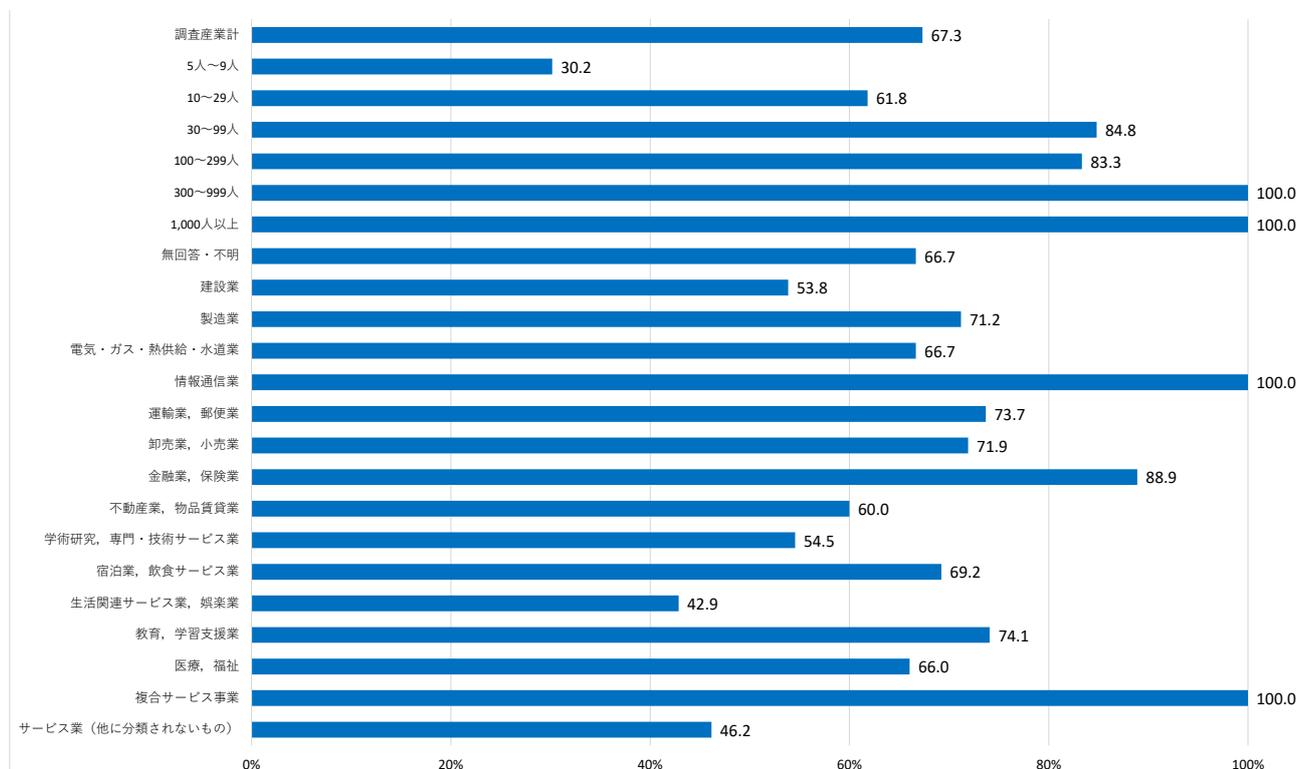
① 育児のための所定労働時間の短縮制度の導入状況

育児を支援するための所定労働時間の短縮措置等の制度を導入している事業所の割合は 67.3% となっている。

規模別にみると、300人～999人、1000人以上が100%と最も高く、次いで30人～99人が84.8%、100人～299人が83.8%となっている。

また、産業別にみると、情報通信業、複合サービス事業が100%と最も高く、次いで金融業、保険業が88.9%、教育、学習支援業が74.1%の順となっている。(図18)

図18 育児のための所定労働時間の短縮制度の導入状況



②育児のための勤務時間短縮等の措置

育児を支援するための措置の制度がある事業所において、制度を利用できる期間については、「3歳未満」が25.9%で最も高く、次いで、「小学校就学まで」が16.7%、「小学校卒業以降も利用可能」が9%となっている。（表3）

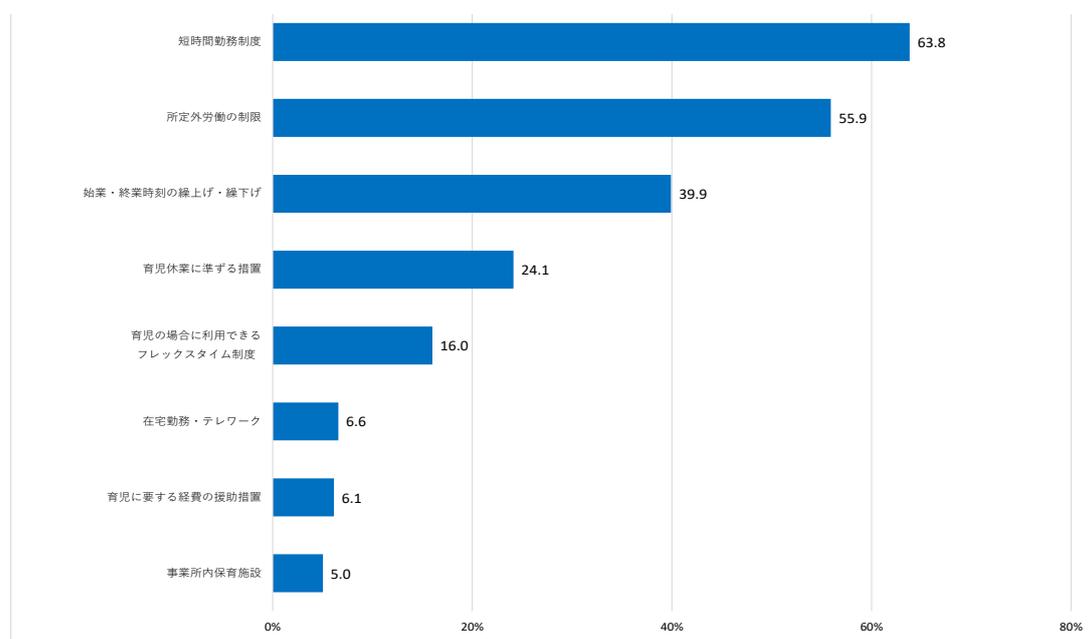
また、育児のための各種制度の導入内容をみると、「短時間勤務制度」が63.8%と最も高く、次いで、「所定外労働の制限」が55.9%、「始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ」が39.9%の順となっている。（図19）

表3 育児のための勤務時間短縮等の措置の期間

% (件数)

区分	計	制度あり	最長利用期間						制度なし	無回答・不明
			3歳未満	3歳～小学校就学前の一定の年齢まで	小学校就学の始期に達するまで	小学校入学～小学校3年生まで（又は9歳まで）	小学校4年生～小学校卒業まで（又は12歳まで）	小学校卒業以降も利用可能		
			調査産業計	100.0 (456)	67.3 (307)	25.9 (118)	5.9 (27)	16.7 (76)		
5人～9人	100.0 (116)	30.2 (35)	12.1 (14)	4.3 (5)	4.3 (5)	0.0 (0)	4.3 (5)	5.2 (6)	58.6 (68)	11.2 (13)
10～29人	100.0 (110)	61.8 (68)	29.1 (32)	7.3 (8)	10.9 (12)	0.9 (1)	1.8 (2)	11.8 (13)	37.3 (41)	0.9 (1)
30～99人	100.0 (79)	84.8 (67)	43.0 (34)	5.1 (4)	19.0 (15)	3.8 (3)	3.8 (3)	10.1 (8)	13.9 (11)	1.3 (1)
100～299人	100.0 (42)	83.3 (35)	28.6 (12)	2.4 (1)	38.1 (16)	7.1 (3)	0.0 (0)	7.1 (3)	16.7 (7)	0.0 (0)
300～999人	100.0 (33)	100.0 (33)	33.3 (11)	12.1 (4)	36.4 (12)	9.1 (3)	6.1 (2)	3.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)
1,000人以上	100.0 (55)	100.0 (55)	16.4 (9)	7.3 (4)	23.6 (13)	18.2 (10)	20.0 (11)	14.5 (8)	0.0 (0)	0.0 (0)
無回答・不明	100.0 (21)	66.7 (14)	28.6 (6)	4.8 (1)	14.3 (3)	9.5 (2)	0.0 (0)	9.5 (2)	28.6 (6)	4.8 (1)
建設業	100.0 (39)	53.8 (21)	12.8 (5)	7.7 (3)	15.4 (6)	2.6 (1)	0.0 (0)	15.4 (6)	41.0 (16)	5.1 (2)
製造業	100.0 (59)	71.2 (42)	28.8 (17)	5.1 (3)	25.4 (15)	3.4 (2)	0.0 (0)	8.5 (5)	28.8 (17)	0.0 (0)
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (3)	66.7 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	33.3 (1)	33.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)
情報通信業	100.0 (3)	100.0 (3)	66.7 (2)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)
運輸業、郵便業	100.0 (19)	73.7 (14)	42.1 (8)	5.3 (1)	5.3 (1)	5.3 (1)	5.3 (1)	10.5 (2)	26.3 (5)	0.0 (0)
卸売業、小売業	100.0 (89)	71.9 (64)	29.2 (26)	4.5 (4)	13.5 (12)	3.4 (3)	10.1 (9)	11.2 (10)	21.3 (19)	6.7 (6)
金融業、保険業	100.0 (9)	88.9 (8)	0.0 (0)	44.4 (4)	11.1 (1)	0.0 (0)	22.2 (2)	11.1 (1)	11.1 (1)	0.0 (0)
不動産業、物品賃貸業	100.0 (10)	60.0 (6)	30.0 (3)	0.0 (0)	30.0 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	40.0 (4)	0.0 (0)
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 (11)	54.5 (6)	45.5 (5)	0.0 (0)	0.0 (0)	9.1 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	45.5 (5)	0.0 (0)
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (26)	69.2 (18)	30.8 (8)	7.7 (2)	15.4 (4)	7.7 (2)	3.8 (1)	3.8 (1)	26.9 (7)	3.8 (1)
生活関連サービス業、娯楽業	100.0 (14)	42.9 (6)	7.1 (1)	0.0 (0)	14.3 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	21.4 (3)	50.0 (7)	7.1 (1)
教育、学習支援業	100.0 (27)	74.1 (20)	7.4 (2)	7.4 (2)	29.6 (8)	11.1 (3)	7.4 (2)	11.1 (3)	18.5 (5)	7.4 (2)
医療、福祉	100.0 (106)	66.0 (70)	30.2 (32)	5.7 (6)	10.4 (11)	5.7 (6)	6.6 (7)	7.5 (8)	33.0 (35)	0.9 (1)
複合サービス事業	100.0 (15)	100.0 (15)	20.0 (3)	13.3 (2)	46.7 (7)	6.7 (1)	6.7 (1)	6.7 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)
サービス業（他に分類されないもの）	100.0 (26)	46.2 (12)	23.1 (6)	0.0 (0)	15.4 (4)	3.8 (1)	0.0 (0)	3.8 (1)	42.3 (11)	11.5 (3)

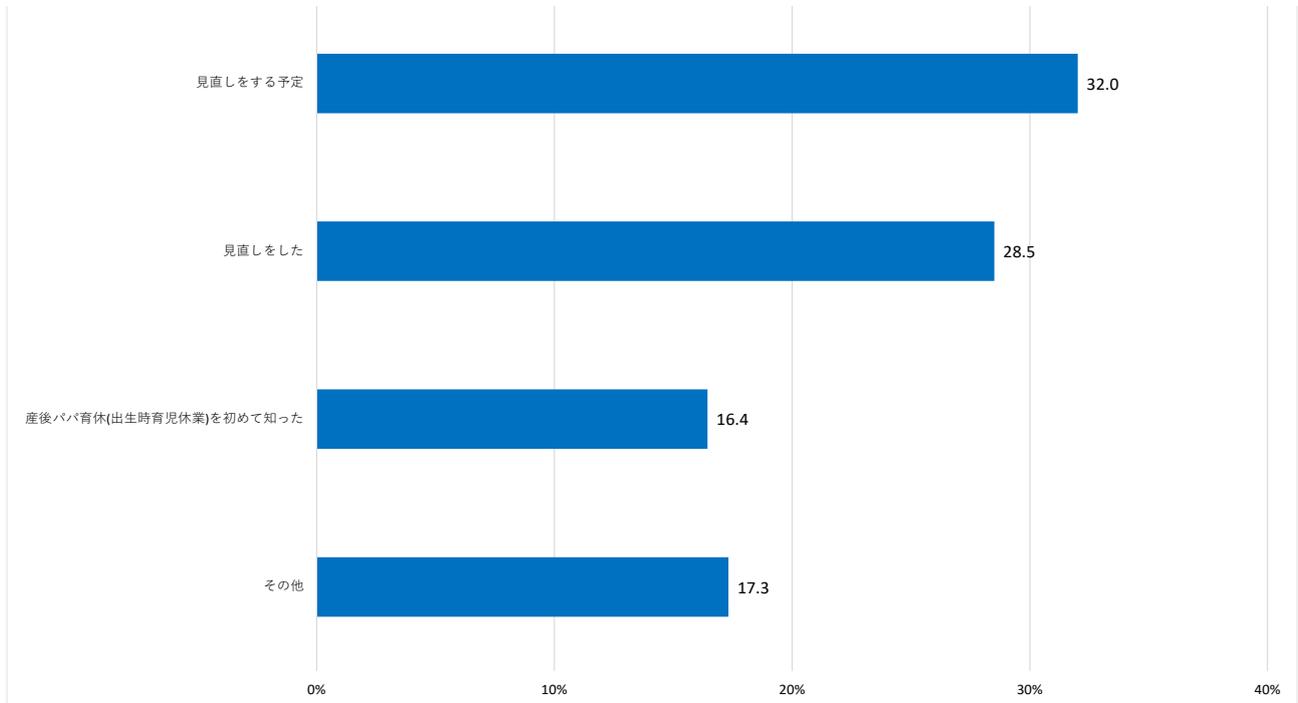
図19 育児を支援するための内容別措置（複数回答）



③産後パパ育休の見直しについて

産後パパ育休の見直しについて、「見直しをする予定」が32.0%で最も高く、次いで、「見直しをした」が28.5%、「産後パパ育休を初めて知った」が16.4%となっている。(図20)

図20 産後パパ育休の見直しについて



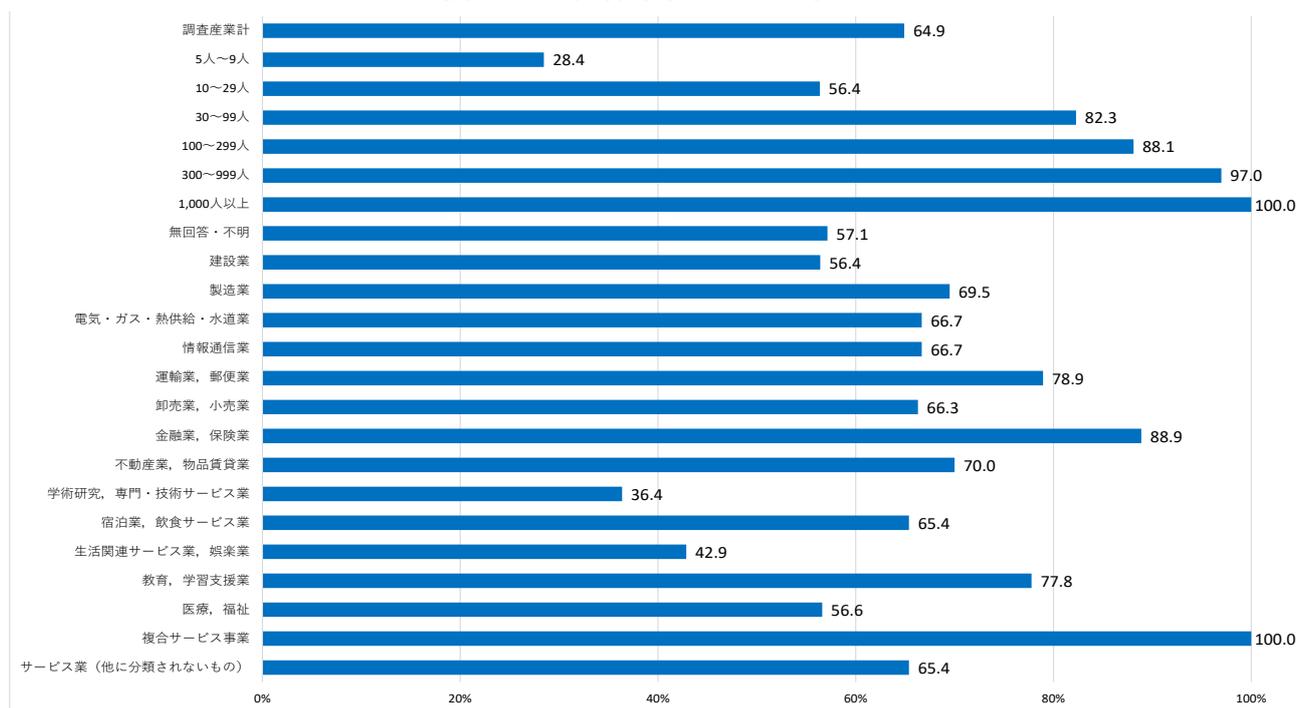
(4) 介護休業制度の規定

①介護休業制度の規定状況

介護休業制度の規定状況をみると、就業規則に「規定している」事業所は、64.9%となっている。規模別にみると、1000人以上が100%で最も高く、次いで300～999人が97%、100～299人が88.1%となっている。一方、5人～9人が28.4%となっており、全体の64.9%と比較すると最も差が大きくなっている。

また、産業別にみると、複合サービス事業が100%と最も高く、次いで、金融業、保険業が88.9%、運輸業、郵便業が78.9%の順となっている。(図21)

図21 介護休業制度の規定状況



②介護休業制度の規定状況（令和3年度調査との比較）

令和3年度職場環境調査（以下、県調査（R3）という）と比較すると、県調査（R3）より調査産業計では4.9ポイント増となっている。

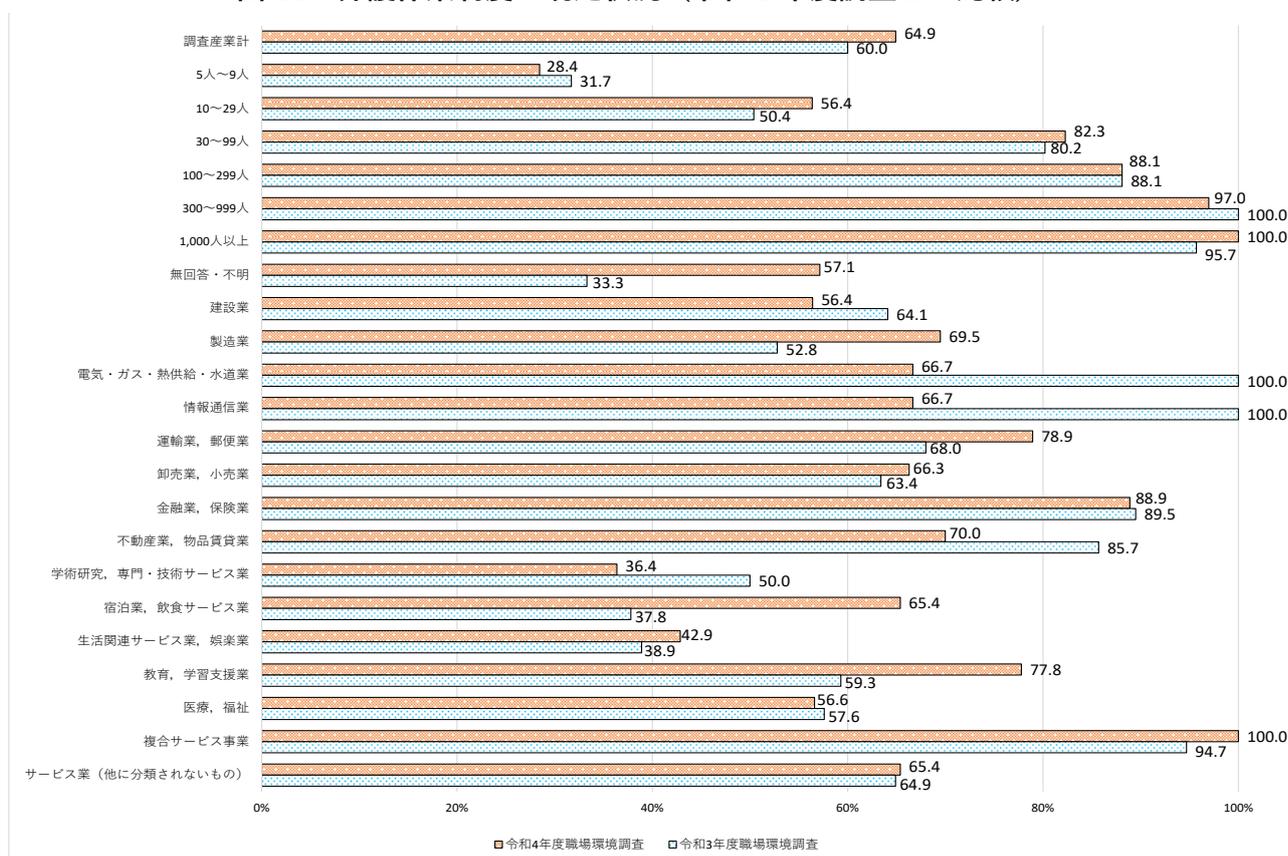
規模別にみると、10人～29人が6ポイント増で最も増加幅が大きく、次いで、1,000人以上が4.3ポイント増、30人～99人が2.1ポイント増となっている。

一方で、5人～9人が3.3ポイント減で最も減少幅が大きく、次いで300人～999人が3ポイント減となっている。

また、産業別にみると、宿泊業、飲食サービス業が27.6ポイント増で最も増加幅が大きく、次いで、教育、学習支援業が18.5ポイント増となっている。

一方で、情報通信業、電気・ガス・熱供給・水道業が33.3ポイント減で最も減少幅が大きく、次いで不動産業、物品賃貸業で15.7ポイント減、学術研究、専門・技術サービス業で13.6ポイントの減となっている。（図22）

図25 介護休業制度の規定状況（令和3年度調査との比較）



③介護休業制度の期間

介護休業の規定がある事業所において、介護休業の期間が「通算して93日」が50.2%で最も高く、次いで、「93日を超え6ヶ月未満」が4.7%、「6ヶ月」が2.0%となっており、一方で「介護休業制度の規定なし」の事業所が37.3%となっている。(表4)

表4 介護のための勤務時間短縮等の措置の期間

区分	計	介護休業制度の規定あり							期間の制限なく必要日数	介護休業制度の規定なし	無回答・不明
		期間の最長制限を定めている									
		通算して93日 (法定どおり)	93日を超え 6か月未満	6か月	6か月を超え 1年未満	1年	1年を超える期 間				
調査産業計	100.0 (456)	50.2 (229)	3.1 (14)	3.7 (17)	0.4 (2)	2.9 (13)	0.9 (4)	3.7 (17)	32.9 (150)	2.2 (10)	
5人～9人	100.0 (116)	22.4 (26)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	6.0 (7)	69.8 (81)	1.7 (2)	
10～29人	100.0 (110)	46.4 (51)	1.8 (2)	1.8 (2)	0.0 (0)	1.8 (2)	0.0 (0)	4.5 (5)	38.2 (42)	5.5 (6)	
30～99人	100.0 (79)	70.9 (56)	0.0 (0)	5.1 (4)	0.0 (0)	1.3 (1)	1.3 (1)	3.8 (3)	15.2 (12)	2.5 (2)	
100～299人	100.0 (42)	81.0 (34)	4.8 (2)	2.4 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	11.9 (5)	0.0 (0)	
300～999人	100.0 (33)	75.8 (25)	0.0 (0)	15.2 (5)	0.0 (0)	0.0 (0)	3.0 (1)	3.0 (1)	3.0 (1)	0.0 (0)	
1,000人以上	100.0 (55)	50.9 (28)	18.2 (10)	7.3 (4)	3.6 (2)	16.4 (9)	3.6 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	
無回答・不明	100.0 (21)	42.9 (9)	0.0 (0)	4.8 (1)	0.0 (0)	4.8 (1)	0.0 (0)	4.8 (1)	42.9 (9)	0.0 (0)	
建設業	100.0 (39)	46.2 (18)	0.0 (0)	5.1 (2)	0.0 (0)	2.6 (1)	0.0 (0)	2.6 (1)	41.0 (16)	2.6 (1)	
製造業	100.0 (59)	59.3 (35)	3.4 (2)	1.7 (1)	0.0 (0)	1.7 (1)	0.0 (0)	3.4 (2)	30.5 (18)	0.0 (0)	
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0 (3)	0.0 (0)	0.0 (0)	66.7 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)	
情報通信業	100.0 (3)	66.7 (2)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	33.3 (1)	0.0 (0)	
運輸業、郵便業	100.0 (19)	68.4 (13)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	5.3 (1)	0.0 (0)	5.3 (1)	15.8 (3)	5.3 (1)	
卸売業、小売業	100.0 (89)	49.4 (44)	2.2 (2)	1.1 (1)	0.0 (0)	6.7 (6)	2.2 (2)	4.5 (4)	31.5 (28)	2.2 (2)	
金融業、保険業	100.0 (9)	77.8 (7)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	11.1 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	11.1 (1)	
不動産業、物品賃貸業	100.0 (10)	50.0 (5)	0.0 (0)	10.0 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	10.0 (1)	30.0 (3)	0.0 (0)	
学術研究、専門・技術サービス業	100.0 (11)	36.4 (4)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	63.6 (7)	0.0 (0)	
宿泊業、飲食サービス業	100.0 (26)	61.5 (16)	0.0 (0)	3.8 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	34.6 (9)	0.0 (0)	
生活関連サービス業、娯楽業	100.0 (14)	35.7 (5)	0.0 (0)	7.1 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	57.1 (8)	0.0 (0)	
教育、学習支援業	100.0 (27)	48.1 (13)	3.7 (1)	18.5 (5)	0.0 (0)	0.0 (0)	3.7 (1)	3.7 (1)	22.2 (6)	0.0 (0)	
医療、福祉	100.0 (106)	47.2 (50)	1.9 (2)	0.9 (1)	0.0 (0)	0.9 (1)	0.9 (1)	4.7 (5)	38.7 (41)	4.7 (5)	
複合サービス事業	100.0 (15)	26.7 (4)	46.7 (7)	6.7 (1)	13.3 (2)	6.7 (1)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	0.0 (0)	
サービス業(他に分類されないもの)	100.0 (26)	50.0 (13)	0.0 (0)	3.8 (1)	0.0 (0)	3.8 (1)	0.0 (0)	7.7 (2)	34.6 (9)	0.0 (0)	

(5) 介護休業制度の利用状況

① 介護休業の取得状況

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間において、令和4年8月1日までの介護休業取得率は全体で4.0%（女性3.1%、男性0.9%）となっている。（図26）

規模別にみると、100人～299人が14.3%と最も高く、次いで300人～999人が18.2%となっている。

また、産業別にみると、情報通信業の33.3%で最も高く、次いで、運輸業、郵便業が15.8%となっている。（図27）

図26 介護休業の取得状況

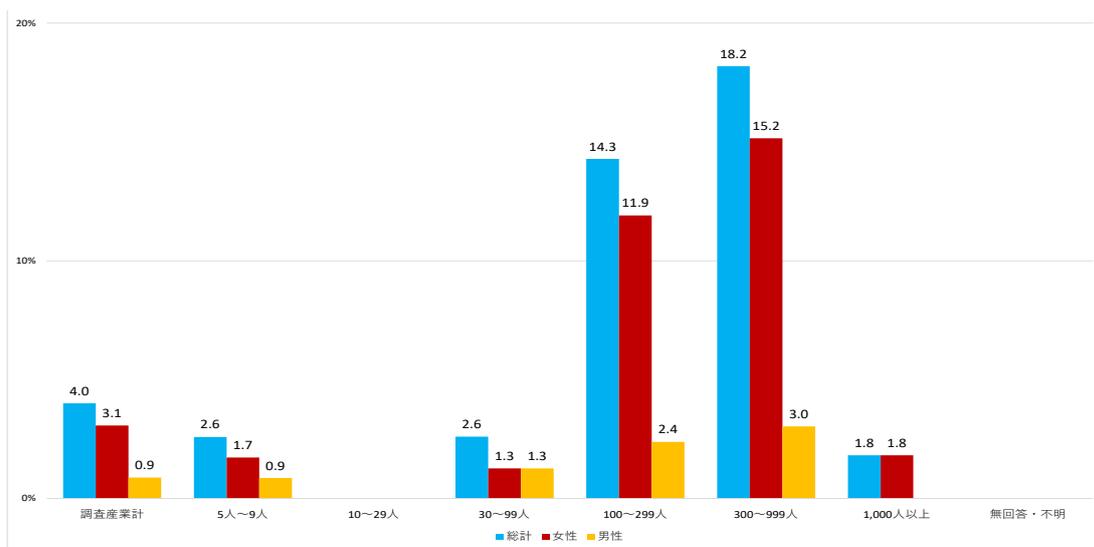
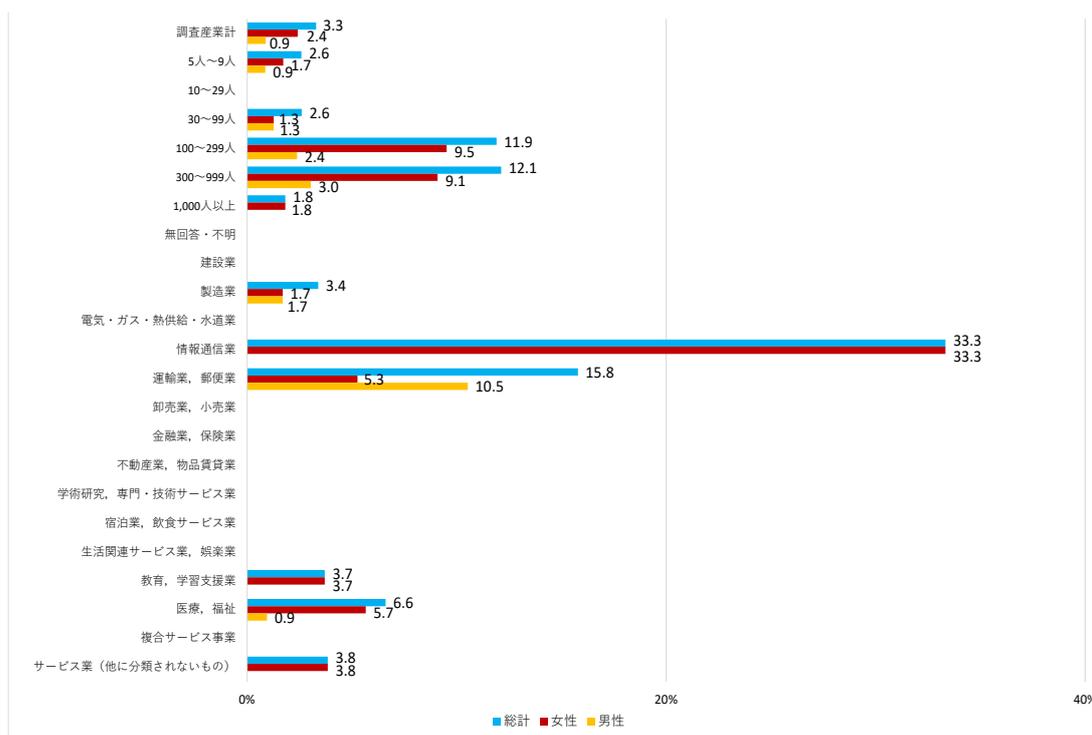


図27 介護休業者の有無



(6) 介護休業後の復職割合

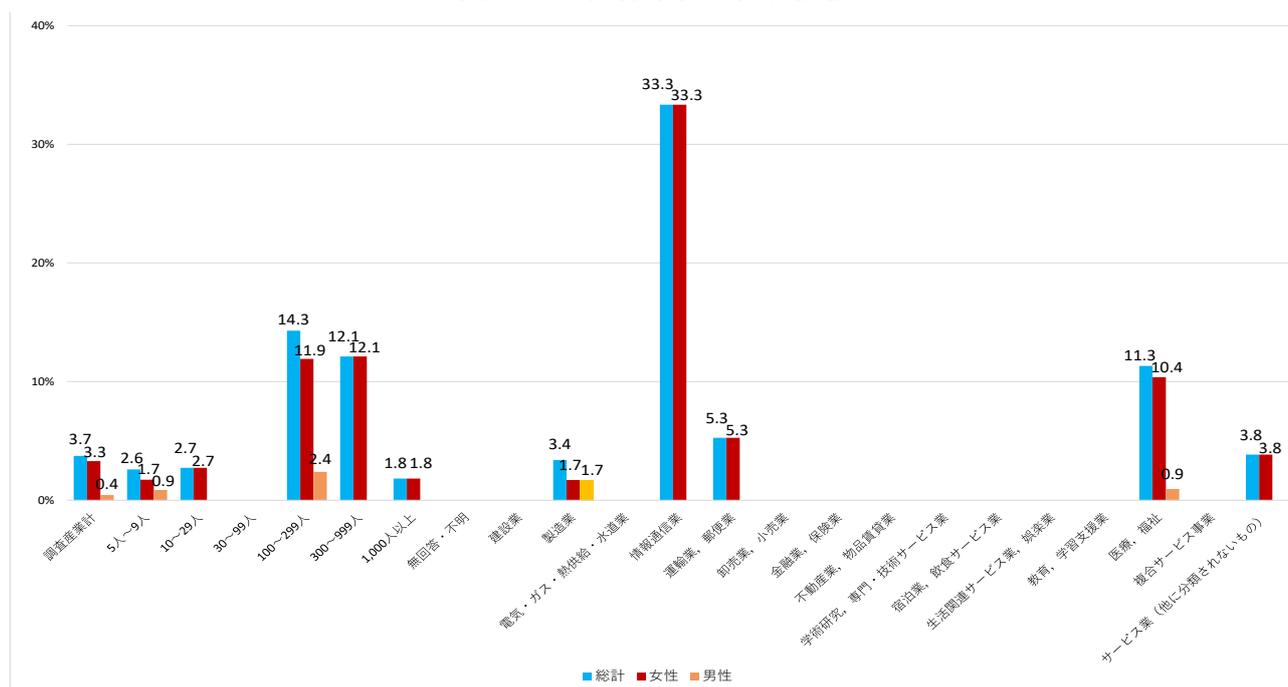
①介護休業後の復職割合

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間において、令和4年8月1日までの介護休業後の復職割合は全体で3.7%（女性3.3、男性0.4%）となっている。

規模別にみると、100人～299人が14.3%と最も高く、次いで300人～999人が12.1%となっている。

また、産業別にみると、情報通信業の33.3%で最も高く、次いで、医療、福祉が11.3%となっている。（図28）

図28 介護休業後の復職割合



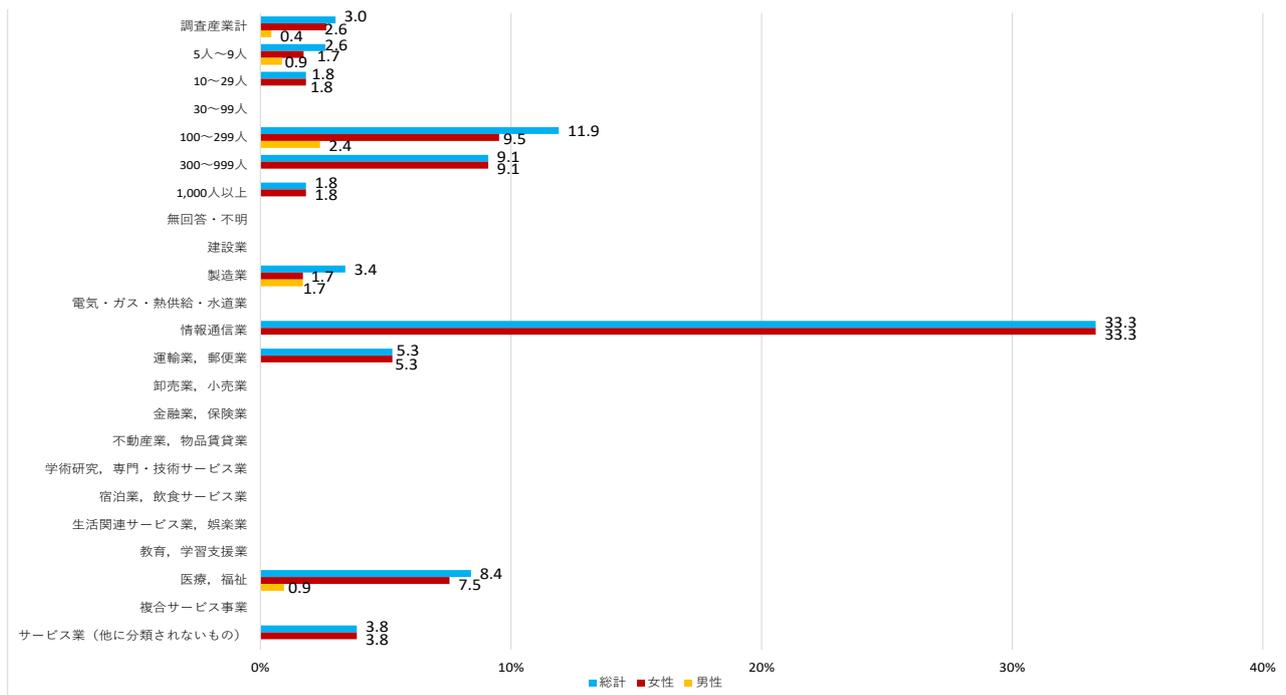
②介護休業後復職有無

令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年間において、令和4年8月1日までの介護休業後の復職割合は全体で3.0%（女性2.6、男性0.4%）となっている。

規模別にみると、100人～299人が11.9%と最も高く、次いで300～999人が9.1%となっている。

また、産業別にみると、情報通信業の33.3%で最も高く、次いで、医療、福祉が8.4%となっている。（図29）

図29 介護休業後復職有無



(7) 介護休業取得期間別の復職者

①介護休業の取得期間別休業後復職割合

介護休業の取得期間別休業後復職割合は、期間の最長制限については、「3ヶ月以上6ヶ月未満」と「1か月以上3ヶ月未満」が26.3%と最も多く、次いで「2週間以上1ヶ月未満」が21.1%となっている（表29）

図29 介護休業取得期間別休業後復職割合

